

| | | | | |
|-----|------|-------|------|-----|
| 議 長 | 事務局長 | 事務局次長 | 総務係長 | 係 員 |
| | | | | |

委 員 会 記 録 簿

(開会中・閉会中)

| | | | | |
|----------------|---|-------|--------------|-------|
| 委員会名 | 第 47 回 議会運営委員会 | | | |
| 開会日時 | 令和 4 年 10 月 24 日 | | 午前 9 時 28 分 | 開会 |
| | 令和 4 年 10 月 24 日 | | 午前 10 時 40 分 | 閉会 |
| 場 所 | 第 1 委員会室 | | | |
| 出席者数 | 委員定数 6 名中 出席者 6 名 | | | |
| 出席委員 | 熊高 昌三 | 児玉 史則 | — | |
| | 山根 温子 | 大下 正幸 | 山本 優 | |
| | 金行 哲昭 | — | — | |
| 正副議長 | 宍戸 邦夫 | 石飛 慶久 | — | |
| 欠席委員 | — | — | — | |
| 説明のため 出席した者 | 職 名 | 氏 名 | 職 名 | 氏 名 |
| | — | — | — | — |
| | — | — | — | — |
| | — | — | — | — |
| 出席した 事務局職員 | 事務局長 | 毛利 幹夫 | 事務局次長 | 久城 祐二 |
| | 総務係長 | 藤井 伸樹 | — | — |
| 付議事件 | 1、議 題 (1) 地域懇談会について (2) 議長選挙について ①議長選挙について ②令和 4 年第 4 回安芸高田市臨時会の運営について (3) 委員会の開始時間について (4) 議会中継について (5) 12 月定例会の日程について (6) 一般質問について (7) 会議録 (速報版) について 2、その他 | | | |

3、経過

【開会 9:28】

○熊高委員長

ただいまの出席委員は6名である。定足数に達しているので、これより議会運営委員会を開会する。

本日の議題は、お手元に配付した日程のとおりである。

(1) 地域懇談会について

○熊高委員長

地域懇談会についてを議題とする。

先月の全員協議会において、集計表等について議員から意見などがあれば事務局に申し出ることとした。

それらのことに関して事務局に説明を求める。

○藤井係長

(資料について説明)

○熊高委員長

これまでいろいろ確認してきたことの再提案であるが、今後の方向性を決めることもあるので、そういうことで今日どうするかという決定ではなく、意見があればこの後全員協議会があるので、提案する部分があれば提案する、その程度の議論に今日はなると思う。意見はないか。

○山根委員

議員からの意見の、①については、今までも総務のほうへ提出していたと思うので、こういう形で対応が続けていければそれでいいのでは。

②については、広報広聴という観点からということで、広報広聴の委員会と主としてと言われているが、今の広報委員会は、広聴、そういうものについて実際に広聴活動をしているわけではないので、ここについては、以前視察した市町では広報広聴というところに力を入れているところもあったので、そういうところを改めて見直す形でどういう形が良いかというのは、今後の検討事項になるのではないか。

○熊高委員長

これまでの議論を、山根委員が言われたようなことと皆同じ認識だと思うので、これを具体的にどうするか、どのタイミングでやるかというのも一つあるが、12月に委員会構成等の新しい動きにもつながってくる。新しい体制で行うという提案になるかと思う。

皆さんの意見を伺い、そこらあたり全員協議会でも伝えながら今後の流れをイメージしていただきたい。

○大下委員

班によっては市民の皆さんから意見をいただいた中で個人的に返さないといけない問題もあったと思う。それについては、その班の責任で個人的に返すべきだと思うが、そうでない分は山根議員が言われたように、執行部のほうへ伝えることもしないといけないと思うが、なかなか全部が全部、広報で伝えられるのかどうかとは思う。

基本的には、懇談会で返事が欲しいと言われた分に関しては、その班で責任を持って返していかないといけないと思う。

○熊高委員長

その辺が1番難しいところである。

○児玉副委員長

議会だよりにこの表だけ載せたのでは、結局件数をそのまま報告したということなので、恐らくこれをどうするのかというのは市民の皆さんから出ると思う。

そういったところで考えると、今後いただいた御意見をどうするのかということであるが、当然記載しておかないと、非常に理解が得られないと思うので、いろいろ班単位で出たが結局は各委員会別にそれを振り分けて委員会で議会でよりに報告していくという形のほうが分かりやすいのではないかと。委員会で重点を付けてより厳しくやるのであれば所管事務でもやって、そここのところだけでもピックアップして報告するとか。報告の形態をうまいことやらないと、ただ単にガス抜きかと言われるような。何回か続けてそういう傾向になっているので、そういうところの変化が要るのではないかと個人的には思っている。

○熊高委員長

これまでの課題でもあり非常に大事な部分である。

3人の委員から意見が出たが、まさにこれまでの経緯を含めてどうするか、少し一歩進まなければいけないところまで来ている気がする。そういった意見を全員協議会で伝えながらある程度意見を聞いてまとめていくという形になると思う。

とりわけ今、副委員長が言った、各所管の常任委員会で細かく取り上げてくということが、議会の委員会主義の中では、1番良いという気がするので、そういった方向も含めて全員協議会に提案をしながら、今後の委員会のあり方、あるいは委員会の体制そのものも広報広聴も含めてあると思うのでそういったところを伝えておければと思うが、ほかに意見はないか。

○山本優委員

広報広聴という観点から、今後は広報広聴の委員会を主として意見の取りまとめなどを取り扱うのはどうか、という意味が理解出来ないところがある。

広報は、議会広報でそれだけの基本的な目的があった。今広報の広聴も入れてやっているところもあると聞いたが、広聴を委員会とするのか、広聴を地域懇談会みたいな会でやるのか、そのまとめを議運とするのか、この委員会を新しく作るのか、趣旨がよくわからない。どういう意味か。

○熊高委員長

私の感覚でお答えする。広聴、地域懇談会は議会運営委員会が所掌しているが、本来所掌すべきものなのかという話も今までであったので、であればこちらから出す広報と、市民から聞く広聴を一体化した特別委員会をつくればどうかというニュアンスだと思う。

よって原点は、議会運営委員会から地域懇談会を切り離すほうが良いのではという議論に基づいてこういうまとめ方になっている。

今、山本優委員が言われたように、どうするかというのは皆さんで議論するべきと思う。その中で、特別委員会の案も含めて、今は議会運営委員会を取り扱っているのは、どうも本来の方ではないのではと少し疑問を持ちながらやってきたわけで、やりやすいが本来の形はどうあるべきか少し疑問も出てきており、最終的には全員協議会で協議をすることになる。

その辺を、ルール上どのように変えていくべきかということに関して今の委員会、特別委員会のあり方も含めて検討いただきたいというニュアンスに捉えていただきたい。

○山本優委員

特別委員会はまた趣旨が違うと思う。広報委員会を別の委員会にするのもおかしくなるのではないか。そのあたり整理しなければいけないのではないか。

○熊高委員長

もちろん整理しないといけない。整理するための議論をしている。特に広報も特別委員会である。それに広聴を結びつけるのか、あるいはもう一つホームページとか。そういった管理管轄は、今事務局に全部任せている。それは本来議会議員が責任をもってどうするかということで議会事務局が運営するというのが本来の姿だと思う。

そういった課題もあるので、そこらを包含していろいろ議論すべき時期に来ているのではないかとということで、今回の議員からの意見になっている。議会運営委員会の中でそういう意見があったということで全員協議会にある程度まとめた形で伝えて、皆の意見を聞き今後どうするかは、それこそ議会運営委員会に戻してもらってもいいと思う。

議長はどう思われるか。

○宍戸議長

公聴ということになると、法的根拠の関係もあるのではないかと。ちょっと別次元の広報委員会と結びつけるのはどうかという思いである。

○熊高委員長

そういう課題も含めて議論するのであれば、しっかり議論したほうが良いということか。

○宍戸議長

私の思いはそうである。

○熊高委員長

そういったいろいろ課題も出てくる可能性はあるので、それをひとつひとつ確認しながらやるということではある。

○宍戸議長

事務局長に伺うが、公聴は法的根拠に基づくものではないのか。

○毛利事務局長

調べていない。

○児玉副委員長

山根委員が言ったように、他市へ見に行くと結構、広報広聴

を一緒にやるところが多かった。

何故かと思うに、ここの広報委員は各委員会から寄せ集めてただ記事に載しているだけである。何ら意思を持ってない。よせ集めたデータを載せるだけ。

ところが、よその広報広聴は、意見等を自分らで加工しもう1回載せるという、目的がしっかり、ここの委員会とはまた違う目的になっているのだと思う。主体性を持たせるような委員会というか。そこらの考え方が違うので、さっき委員長が言われたように、全員協議会に1回投げてみて、また議会運営委員会に戻ってくるのならその辺はしっかり議論してみればよいと思う。

○金行委員

副委員長言われたように、広聴も含めてやるとなると、議会だけの話でなくなるのでは。議会だけ突っ走ることにもいかないのでは。そこらがいろんな問題が出てくるのではと思う。

○熊高委員長

今後精査をしていかないといけないことがあるし、議長が言われたように、当然法的な根拠に基づいて全てが動いていく必要があると思う。

たぶん議長がイメージされている広聴というのは、一つの課題を絞って、そのことに対して公聴会を開くとか、そういったイメージをされているのではと受け止めた。

そこらも含めて、広聴という言葉と広報という言葉の本来のまとめ方がどうかというの、皆の意見聞きながら再度まとめていく必要は当然あると思う。そういった形で、今日の全員協議会に投げかけてみたいと思うが如何か。

○山本優委員

広聴という意味であるが、各常任委員会の公聴ができるようになってきている。ということは広報委員会の広聴というのはどのようなやり方、方法になるかというのもあるし、常任委員会の場合は目的を決めて公聴する。その辺もいろいろ関係が出てくると思うので、これから協議してもらえればと思う。

○熊高委員長

広報が公聴するのかということではなく、広報と広聴を一体化したものにする委員会をつくるというイメージに受け止めたほうが入りやすいという気がするので、そこも含めていろいろ整理整頓、冒頭山根委員言われた、広聴広報特別委員会というものがあるのもあるので、どうあるべきかというのを、そうはいってもこれまでの地域懇談会は、一定の成果も上げ評価もいただいているので、そこらをどう生かしていくかということも含めて、広報広聴という形に結びつけていければ。

意見としては、山本優委員が言われるように言葉だけでは分かりにくいと思う。整理整頓した形に持っていく必要があると思う。

とりあえず今日の全員協議会にそういった議論があったが皆はどうお考えかと、今後まとめていく一つの材料にしたいという提案をしたいと思うがよろしいか。

(よい)

地域懇談会については、議会運営委員会が議会広報に任せたとってはいるが、先ほどの意見をまとめていきたいと思うが、これに異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

(2) 議長選挙について

① 議長選挙について

○熊高委員長

議長選挙についてを議題とする。

本年は改選後の初議会から2年が経過し、申し合せにより正副議長選挙を行うこととなっている。今後の予定などについて事務局に説明を求める。

○久城事務局次長

(資料について説明)

○熊高委員長

この資料は、全員協議会に今の資料は配るのか。

○久城事務局次長

議場関係の資料は全部配る予定である。

ただし、2枚目に付けている資料は議会運営委員会です承があれば出す。

○熊高委員長

たくさんあるが、基本的にはこれまでの流れに則ったやり方である。これまでやってきたことの確認ということで了承いただきたいと思う。

ただし、日程表については、これまでと違う。2枚のうち2枚目であるが、事務局案としてはやっていきたいと提案があった。よって、11月28日の一般質問に横線を引いて、新たな流れにするというようなことの提案、ここは皆の確認が必要である。如何か。

○久城事務局次長

今、委員長から説明のあった件については、6番目の協議事項、一般質問のところで協議いただきたい。

○熊高委員長

了解した。後ほど協議をするということで、これまでのところで質疑はないか。

(なし)

質疑なしと認める。

本臨時会は、市長提出案件がないため、議長から市長に対して臨時会の招集を請求する必要がある。このことについては先ほど事務局からの説明のとおり、常任委員会の選任並びに議会運営委員の選任を付議事件として、市長に対して招集請求を行うこととしたいと思うが、これに異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

(2) 議長選挙について

②令和4年第4回安芸高田市臨時会の運営について

- 熊高委員長 令和4年第4回安芸高田市議会臨時会の運営についてを議題とする。
本臨時会については、現在のところ市長提出案件はない。
会期及び日程について、事務局に説明を求める。
- 久城事務局次長 先ほど日程について説明したように、会期及び日程については11月22日、1日の日程を考えている。
現在のところ、執行部からの提出案件はないが、専決事件が2件ある予定である。
コロナウイルスのワクチン接種ともう一つは5万円の臨時給付金である。こちらについてまず承認をいただき、その後常任委員会と議長選挙のほうに入らせていただく。
執行部からの説明員は専決処分であるので限定的になるが参集することとなる。
- 熊高委員長 質疑はないか。
(質疑なし)
質疑なしと認め、令和4年第4回安芸高田市議会臨時会の日程は、会期を11月22日の1日のみとすることに異議はないか。
(異議なし)
異議なしと認め、会期は11月22日、1日のみとする。
なお、付議事件は、常任委員の選任、並びに議会運営委員の選任とし、議長選挙等については、追加議案としたいが、これに異議はないか。
(異議なし)
異議なしと認め、そのように決定する。

(3) 委員会の開始時間について

- 熊高委員長 委員会の開始時間についてを議題とする。
事務局に説明を求める。
- 久城事務局次長 (資料について説明)
- 熊高委員長 質疑はないか。
(なし)
質疑なしと認める。

(4) 議会中継について

- 熊高委員長 議会中継についてを議題とする。
事務局に説明を求める。
- 久城事務局次長 (資料について説明)
- 熊高委員長 質疑はないか。
- 山本優委員 第7条の「概ね」というのはどういう意味か。

- 久城事務局次長 ないと思うが、会議録の公開が現在非常に遅れており、令和4年3月分の会議録の公開に現在至っていない状況である。ここまで遅れるのは事務局の不備であるが、そういうことが発生しないとは限らないため、大体約1年後ということで概ねという文章を入れさせていただきたい。
- 山本優委員 遅れることがあってもなくても、明確に1年と決めたほうがよいと思うが如何か。
- 毛利事務局次長 これまで第7条では、あくまで会議録の作成が出来るまでということと期間を決めていなかった。1年後に出来ているか不安であるため、概ねという表現を入れたものである。絶対作成しろということであれば、1年で作成しないとイケない。
- 熊高委員長 作成に要する時間がずれた場合に、市民の方で逆に計算する人がいるかもしれない。1年と決めたときの出来ない場合がある可能性を含めて概ねという表現を考えたということであった。作成期間が正確に出来るようになれば概ねを削除したらよい。
- 山本優委員 概ねと言ったら中途半端になると考えた。
- 熊高委員長 現在では不安があるということのため、これで了解いただければ全員協議会で説明をする際に概ねの意味を付け加えて説明してほしい。
- ほかに質疑はないか。
- 山根委員 議員の改選後という記載について、定例会終了後概ね1年までの期間と思った。議員の改選後というのはどういう意味か。
- 久城事務局次長 改選後というのは今期の議員の選挙は令和2年であった。任期が12月1日から4年間の任期がある。その4年間の任期が終了した後、また新しい議会として改選した後、概ね1年が経過したら公開を止めるという考え方である。
- 熊高委員長 そこらの補足説明もしてほしい。
- ほかに質疑はないか。
- (なし)
- 質疑なしと認める。

(5) 12月定例会の日程について

(6) 一般質問について

- 熊高委員長 12月定例会の日程についてを議題とする。
事務局に説明を求める。
- 久城事務局次長 この12月定例会の日程については、(6)一般質問と関連するため一括して説明したい。
- 熊高委員長 皆さんよろしいか。
(よい)
- それでは、次に6番の一般質問について、先ほどの5と関係あるので、併せて説明を求める。

○熊高委員長

(資料について説明)

○熊高委員長

日程表と関係して、一般質問は内容ではなく、一般質問の締切りの日程を少し繰り上げていきたいということで、5と6を合わせた説明であったが質疑はないか。

○山本優委員

一般質問の締め切りを3日早めるという説明がよく分からない。早めて執行部がその間考えと言っても質問内容について反問権使うのだったら早めても意味がないと思う。通告書出してからすぐ議会始まるぐらいにしてもいいと思うぐらいである。極端に言えば通告しなくても良いぐらいだと思っている。短くするというのは理解出来ない。

○久城事務局次長

山本優委員が言われたことは、これまでの流れから皆さんが感じていることだと思う。

ただ、実際に事務をする職員、総務部と協議する中でやはり一般質問の取りまとめについて、会議を開催し答弁書等をつくる中で時間的に大変だというのは理解出来る。

また、私が実際執行部にいるときに答弁書を作っていたが、やはり件数が多かった場合時間がかかる。一般質問答弁書をつくった後に検討する会議があり、そこで手直しがあるなどキャッチボールが何回かある。そういった中で答弁書の完成までに時間がかかるというのは理解出来る。本年度に入る以前から一般質問の答弁書の作成についてはもうちょっと余裕を持ってお願いしたいということがあったと聞いているので、今回提案させていただいたものである。

○山本優委員

この提案は執行部から来たのか。一般質問というのは、議会と執行部の一大イベントである。それについて、今まで執行部の言うことを聞いて全部してきたわけである。どのぐらいあったとしても、それが執行部の仕事ではないのか。それを執行部の都合で早くしてくれと、答弁書を作れないからといっても答弁書は読んではいないではないか。あのような答弁書作る必要はないと思う。

だから3日縮める必要はない。延ばしてもいいと思っているぐらいである。

○熊高委員長

ほかに意見はないか。

○山根委員

執行部は、議案の締め切りが早くなるので取りまとめに困難を生じることについて了承していると言われたが、今議案は提出してくるのが遅くなっている。

それがまた、こちらが了承してもまた当日に出すとか、そういうことになってはやはり困る。

そのところはどのように執行部の考えを受けているのか教えてほしい。

○久城事務局次長

そこが1番問題であった。これまでも一般質問については、期間を長くする提案が執行部の方からあったとのとである。そのときに

議案が議会運営委員会に間に合うように早く出せるのであれば可能であると話をしていたとのことであったが、結局、議案が議会運営委員会に出せて皆さんに配ることが十分に出来ない可能性があるもので、今日まで来たというようなことであった。

今回は、もう議会運営委員会に間に合わせるように議案のほうを整理すると執行部が言っているので、今回提案した次第である。

1番問題になるのが補正予算である。ほかの条例等については、予め分かっている部分が多いが補正予算については動く部分があるので、その部分が間に合うか間に合わないかというのが1番厳しかったが間に合わせると言っている。

○山根委員

一般質問について私が感じているのは、前市長の時代は、一般質問を出したらわりと聞きに来ていた。今は、内容が大分個別具体的になった議員も多いのでそれはないのかと思うが、時間がかかるのであればしっかりと議員のほうに分かるまで聞きに来れば良いと思う。そういうことを全くしていない。してる方もいるかもしれないが、そういうような行動が見られないと思うがその改善など執行部はどのように考えているのか。

○久城事務局次長

この件については協議していないので、執行部の考え方は返答が難しい。

○熊高委員長

事務局の提案に対し反対の意見もあったが如何か。

今回は、事務局提案どおりやってみるという形で了解いただけるか。

(よい)

意見がいろいろあった。そこらは事務局も、執行部としっかり詰めて、せつかく変えるのであれば行き違いがないようにしていかないと変える意味がない。しっかり執行部と詰めていただきたい。

大方了解いただいたと思うので整理をする。

はじめに、12月定例会の日程について、先ほどの説明のとおり事務局提案どおり決定することに異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

次に、一般質問について、事務局案のとおり決定することに異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

(7) 会議録(速報版)について

○熊高委員長

会議録についてを議題とする。

事務局に説明を求める。

○久城事務局次長

(資料について説明)

○熊高委員長

質疑はないか。

(なし)

質疑なしと認める。事務局の説明どおり決定してよろしいか。

(よい)

そのように決定する。

3、その他

○熊高委員長

その他の項に入る。

皆さんから何かあるか。

(なし)

その他の項を終了する。以上で、本日の議事はすべて終了した。

これをもって議会運営委員会を閉会する。

【閉会 10:40】

安芸高田市議会委員会条例第30条の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会 議会運営委員長